

## R I A 事後検証シート

事後検証実施日：平成29年3月30日

対象政策	都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令	事前評価実施日	平成23年5月31日
		事後検証実施予定年度	平成28年度
担当課	水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	担当課長名	住本靖
規制の目的、内容及び必要性等	<p>① 法令等の名称・関連条項とその内容 都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令</p> <p>② 規制の目的 官民の連携を通じて都市の国際競争力を強化し都市の再生を実現することを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p style="margin-left: 20px;">a 関連する政策目標 —</p> <p style="margin-left: 20px;">b 関連する施策目標 —</p> <p style="margin-left: 20px;">c 規制により達成を目指した状況についての具体的指標 —</p> <p>④ 規制の内容 【規制の緩和】 下水の取水等の許可を受けた事業者が公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入しても良いものとして、下水熱を利用する設備の管理上必要なものを定める。</p> <p>⑤ 規制の必要性 下水熱を利用する設備は、微細な管を有する熱交換器等が含まれており、これらの管の閉塞を防止するため、事前に不純物を沈殿除去する凝集剤を添加することが設備の維持管理上必要となることが想定される。 他方、多種多様な凝集剤のうち強酸性・強アルカリ性のものは、下水処理場の活性汚泥への悪影響や、下水道施設の材料であるコンクリート等への劣化作用など、下水道施設の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが考えられる。流入させる下水には下水の排除に係る水質規制がかからず、不適切な凝集剤を除外することを政令で規定する必要があるが、支障の程度が許容しうる範囲であるかどうかは、凝集剤の種類で一律に定めることは困難であるため、公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものに限ることとするものである。</p>		
事後検証の結果	<p>下水の取水等による熱利用は、地域熱供給等の大規模な熱供給事業に適した技術であるが、その実施には十分な下水が利用できる地域で大規模な再開発事業等の条件が必要であり、また実施のためには長期の調整期間が必要となるため、実績が得られなかった。</p> <p>なお、上記課題を踏まえ、より小規模な施設での利用に適した技術の導入も促すため、平成27年下水道法の改正により下水道暗渠部への民間事業者による熱交換器の設置が可能となる規制緩和が行われ、それによる実績も出ている。</p>		
規制の費用	<p>① 遵守費用 当初想定した遵守費用は、下水の取水等の許可申請に要する費用及び取水した下水を排水施設に流入させるのに要する費用であった。実際には、申請は行われ</p>		

	<p>ていないため費用は発生しなかった。また、当初想定された費用以外の費用負担は発生しなかった。</p> <p>② 行政費用 当初想定した遵守費用は、整備計画の策定・変更に係る協議・同意事務、下水の取水等の許可申請の審査事務、下水道管理事務、及び監督等に要する費用であった。実際には、当初想定していたとおり、許可申請の審査のための事務に係る費用以外の費用負担は発生しなかった。</p> <p>③ その他の社会的費用 当初想定していたとおり、その他の社会的費用は発生しなかった。</p>
規制の便益	<p>当初想定した便益は、未処理下水をエネルギーとして活用し、建築物の環境性能の向上による環境意識の高いグローバル企業等の誘致等が可能となることであった。今後、下水の取水による下水熱利用による先進的な省エネの取組を通じた優良企業の誘致等の便益が期待される。</p>
費用と便益の関係の分析等	<p>実際には、許可申請の審査のための事務に係る行政費用が発生したが、本規制の緩和による実績が現時点では得られていないため、便益は発生しておらず、費用が便益を上回った。</p>
有識者の見解や関連データ	<p>① 規制実施後の有識者等の意見 —</p> <p>② 目標達成未達成に際して影響を与えた外部要因とその具体的内容 —</p> <p>③ 評価において用いたデータや文献等の概要や所在に関する情報 —</p> <p style="text-align: right;">等</p>
その他	